



Q1 政治家の政治活動に関する寄附のうち禁止されるのは、どのようなものですか。

A 金銭及び有価証券(小切手、手形、商品券、株券、公社債券等)による寄附は政党がするもの以外は禁止されます。

これに対し、物品による寄附、便益・労務による寄附(事務所用の部屋や労務の無償提供等)等、金銭及び有価証券(以下「金銭等」という。)によらない寄附は認められます。

また、選挙の陣中見舞等、選挙運動に関する寄附は金銭等でも認められます。ただし、いずれについても、会社・労働組合等の団体が行うものは一切禁止されます。

Q2 会社・労働組合等の団体が政治家個人に対して物品による寄附や便益・労務による寄附(事務所用の部屋や労務の無償提供等)又は選挙の陣中見舞をすることは認められますか。

A 会社・労働組合等の団体のする政治活動に関する寄附は、いずれも禁止されます。

Q3 政党以外の者が政治家個人に対してその政治活動に関し金銭等を寄附することは禁止されますが、政治家の秘書や親族に対し、政治家の政治活動に充てるために金銭等を寄附することは認められますか。

A 政治家の政治活動(選挙運動を除く。)に関してされる寄附である限り、禁止されません。